

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「外国人保護に関する通知」という。)に基づき、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置(以下「措置」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(措置の取扱い)

第2条 措置を行う場合は、日本国民(以下「国民」という。)に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じ、外国人保護に関する通知に定められた手続により必要と認める保護を行うものとする。

(対象者及び実施責任)

第3条 措置の対象者及び実施責任は、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)のうち、「外国人保護の適用対象と実施責任」によるものとする。

(保護申請に対する通知)

第4条 外国人から保護申請があった場合は、「外国籍の方からの生活保護法による保護申請に対する応答について」(平成22年10月22日厚生労働省社会・援護局保護課審査係長事務連絡)のとおり、措置の対象となりうるかどうかを判断し、生活保護申請却下通知書と併せて措置の要否について書面により通知するものとする。

(承諾書の徴取)

第5条 措置が決定した外国人に対して、外国人保護に関する通知の内容について説明し、措置の取扱いについて確認した旨の承諾書を徴取するものとする。

(諸書類の様式)

第6条 措置に係る諸書類の様式は、瀬戸市生活保護法施行細則第15条に基づき市長が定める様式に準ずるものとする。

(不服申立ての教示)

第7条 措置に係る諸書類の様式には、行政不服審査法第57条第1項の規定の趣旨から、不服申立てをすることができる旨等の教示はしないものとする。ただし、外国人と同一世帯の国民が存在し、当該国民に対し生活保護を適用する場合には、当該国民に対し不服申立てをすることができる旨等の教示をするものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、措置に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。